

2020-10 税務・労務・法務情報

海外関連者情報の提出期限延長 他

RR 2020-22 追徴課税査定書発行ガイドライン修正

追徴課税処分に係る手続きの一部が改訂されました。

旧規定RR1999-12, 2013-08, 2018-07の第3条を以下の通り修正。

第3条 追徴課税査定書の適正な発行手続き

3-1-1 処分通知書

過少申告が発見された場合は、「不足税額通知書」(Notice of Deficiency)が納税者に交付される。交付後、30日間議論することができる。その30日間以内に納税者は反論資料を提出する。

合意が得られない場合は、上級局がPAN (preliminary Assessment Notice) を10日以内に交付しなければならない。

RR 2020-24 コロナ禍における印紙税の取り扱い

現在、全ての金融機関は、コロナ禍において貸付金の返済猶予を最低60日間認めるように義務付けられており、それ以上の長期間の猶予も政府は推奨しています。本規則では、このローンアグリーメントの修正・改定契約に係る印紙税は免除するという

RMC 2020-98 海外関連者情報の提出期限延長

RR2020-19 (8月号にて解説)により、確定申告書には海外関連者情報(様式1709)を添付報告することが義務付けられるようになりました。今回の通達は、この提出期限を以下の通り延長するというものです。(COVID19の影響を考慮してとのことですが、COVID問題がなくても、実務的には対応が難しいものでした)

決算期	提出期限
-----	------

- ・2020年3月4月決算・・・2020年12月29日
- ・2020年5月6月決算・・・2021年1月31日
- ・2020年7月8月決算・・・2021年3月1日
- ・2020年9月10月決算・・・2021年3月31日
- ・2020年11月12月決算・・・2021年4月30日

*現在多くのクライアントから文書化についてのご相談を受けております。日比双方を対象とした完全な文書化を図ろうとすると、相当高額な費用となってしまいます。(専門のコンサルを採用等) 比国側の対応のみということであれば、当局の移転価格税制に係る税務調査の今後の動きを見ながら対応することをお勧めしています。現状、BIRがどこまでの書面を求めるかは不明ですので、親子取引と第三者取引との対比表作成程度の準備をアドバイス差し上げております。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)